

令和7年度大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター指定管理者評価票

(令和7年11月30日時点)

評価基準（内容）		指定管理者の自己評価	評価 S~C	施設管理者の評価	評価 S~C	評価委員会の指摘・提言
1 施設の設置目的 及び 管理運営方針	<p>(1) 施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか。</p> <p>大阪府下の障がい者の相談支援・意思疎通支援・難聴児の早期支援など地域生活支援事業を含む総合的な支援を実施する施設として、府内の障がい者のより豊かな生活の実現に資する運営ができています。</p>	<p>◆福祉情報コミュニケーションセンターの設置目的である障がい者の意思疎通等の総合的な支援を実施する拠点として、各法人の高度な専門性を発揮しながら円滑に連携を図り、効果的な運営を行っている。</p> <p>◆関係法令を遵守し、各指定管理者等と円滑に連携し、着実に事業を推進しながら適正に管理運営を行っている。</p> <p>◆指定管理者、再委託先等（以下「指定管理者等」という。）と円滑な連携を図ることで、それぞれの指定管理者等が実施する支援機能の相乗効果を発揮し、意思疎通を図ることに困難がある障がい者等の自立と社会参加をより一層促進し、自立生活の向上・福祉の増進を図っている。</p> <p>◆施設が、障がい者の様々な課題を解決する支えの場となるよう切れ目のない支援体制を確保・充実するとともに、障がい者の自立と社会参加を促進する拠点、並びに府民とのふれあい、交流を図る活動の場として活用・提供し、府の施策及び事業の効果的かつ効率的な推進に努めている。</p> <p>◆公の施設として、地域に開かれた施設運営をおこなうため、地元町会や地域活動協議会の活動に参画するとともに、事業の広報・PRに努めている。 会議室の利用を含むセンター事業のPRについては、親しみやすくわかりやすい内容でホームページを作成している。(http://osakacommunication.com/) また、センター内の掲示板や地元自治会の掲示板などを活用し、幅広く周知に努めている。</p> <p>【関係団体との連携】 (1) 障がい種別に応じ専門的ノウハウ等を有する団体との連携 ①障がい者の総合相談(とりわけ意思疎通支援に係るもの) ・身体障がい者に関すること 一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会</p>	A	<p>(1) ・大阪府下の障がい者の相談支援・意思疎通支援・難聴児の早期支援など地域生活支援事業を含む総合的な支援を実施する施設として、府内の障がい者のより豊かな生活の実現に資する運営ができています。</p> <p>・利用者本位の考えのもと、障がい者の意思疎通等の支援拠点として高度な専門性を発揮しながら円滑に連携を図り、効果的に運営しており、設置目的に沿っている。</p> <p>・関係法令の遵守、指定管理者等の連携による相乗効果の発揮、府の施策及び事業の効果的かつ効率的な推進など管理運営方針にも沿っている。</p> <p>・地域との融和に努め、良好な関係を構築していることを確認した。</p> <p>・関係団体との連携は、計画どおり行われていることを確認した。</p>	A	

- ・知的障がい者に関すること
社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会
- ・精神障がい者に関すること
大阪精神障害者連絡会
- ・バリアフリー等に関すること
障がい者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議

②盲ろう者等社会参加支援センター事業
NPO法人大阪盲ろう者友の会
NPO法人ヘレンケラー自立支援センターすまいる

③聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保等
特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会

④聴覚障がい児手話言語獲得支援者の養成・派遣等
特定非営利活動法人手話言語獲得習得支援研究機構（NPO こめっこ）

⑤聴覚障がいのある子どもと保護者の相談支援ネットワーク
NPO こめっこ
社会福祉法人大阪府肢体不自由者協会
社会福祉法人愛徳福祉会

(2) 障がい者の文化芸術・スポーツ活動促進
一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会と連携し、障がい者の文化芸術・スポーツ等についての取り組みや交流事業のほか、これらの情報保障に係る情報収集・分析・発信等に努めている。

【主な事業について】（11月末時点）

【盲ろう者等社会参加支援センター】

センターの運営・管理に関する業務

① 会議室利用状況（4階会議室1（A、B）、2）

月	指定管理業務	指定管理業務外	計
4	28【29】	29【23】	57【52】
5	56【63】	38【30】	94【93】
6	70【80】	42【44】	112【124】
7	82【75】	41【56】	123【131】
8	85【75】	32【52】	117【127】
9	97【118】	31【25】	128【143】
10	87【105】	38【29】	125【134】

・会議室利用について、稼働率は昨年度とほぼ同水準となっており、指定管理業務以外の一般利用（有料）の促進にも努めていることを確認した。

11	82 【102】	29 【33】	111 【135】
計	587 【647】	280 【292】	867 【939】

(件)

【 】 昨年度の実績

盲ろう者等社会参加支援センター機能

1 盲ろう者等の社会参加支援

○センターの企画調整等

- ・センターの運営に関して総合的な企画調整や障がい者団体間の調整、助言を行っている。
- ・大阪府障がい者社会参加推進協議会の開催
令和8年2月開催予定

○障がい者の総合相談支援

- ・専任の相談員により、内容に応じて下記の連携団体、関係機関等につなげるにより切れ目のない支援を行っている。
- ・身体障がいに関すること
一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会
- ・知的障がいに関すること
社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会
- ・精神障がいに関すること
大阪精神障害者連絡会
- ・バリアフリーに関すること
障害者の自立と完全参加をめざす大阪連絡会議
- ・大阪府障がい者110番事業
相談件数 274件 (11月末実績)

○障がい者の文化芸術・スポーツ活動促進等

- ・第22回共に生きる障がい者展の開催
11月15日(土)、16日(日) ビッグ・アイで開催
心のバリアフリーフォーラム
支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪障がい者文化芸術コンテスト2025
- ・レクリエーション事業
1回目 7月6日 大阪関西万博 参加者130名
2回目 11月30日 淡路みかん狩りとONOKOROパーク 参加者106名

・一般財団法人大阪府身体障害者福祉協会への再

・計画どおり行われていることを確認した。

・計画どおり行われていることを確認した。

		<p>委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野外活動訓練事業（北摂地区） 令和7年11月13日（木） 神戸須磨シーワールド/100名参加 ・ 野外活動訓練事業（河南地区） 令和7年12月10日（水） 東映太秦映画村/100名参加 ・ 野外活動訓練事業（阪南地区） 令和7年11月17日（月） 岸和田みかん農園みかん狩り/31名参加 ・ ボッチャ大会 令和7年8月7日（木） ファインプラザ大阪体育館/62名参加 ・ スポーツ・レクリエーション大会（北摂地区） 令和7年9月13日（土） 島本町ふれあいセンター/64名参加 ・ スポーツ・レクリエーション大会（京阪地区） 令和7年9月23日（火・祝） 東大阪アリーナ/188名参加 ・ 文化・芸術教室（京阪地区） 門真市民文化会館ルミエルホール/48名参加 ・ 川柳コンテスト 応募期間9月1日（月）～10月3日（金） 応募作品数 75作品 審査会 10月28日（火） 表彰式 11月23日（日）ビッグ・アイ ・ 身体障害者民謡・歌謡曲大会 令和7年11月23日（日） 国際障害者交流センタービッグ・アイ/24名参加 ・ グラウンド・ゴルフ大会 令和7年10月25日（土） ファインプラザ大阪（グラウンド）/47名参加 ・ 日帰り野外活動・研修旅行 令和7年9月17日（水） 兵庫県姫路方面（そうめんの里等）/20名参加 <p>○盲ろう者等社会参加支援センター</p>		
--	--	--	--	--

		<p style="text-align: center;">随時（オンライン）</p> <p>受講対象者数 53人 免除者 9人 辞退者 7人 修了者数 32人 現任実習 1人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会 NPO法人へレンケラー自立支援センターすまいる 1名受講 <p>3 盲ろう者通訳・介助者派遣事業（11月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盲ろう者登録状況 115人 ・ 通訳・介助者登録状況 280人 ・ 通訳・介助者利用及び派遣状況 <ul style="list-style-type: none"> 利用盲ろう者数 延べ人 642人 通訳・介助者派遣人数 延べ人 1,296人 通訳・介助者派遣時間 27,116時間 通訳・介助者派遣件数 8,002件 ・ 企業等への盲ろう者通訳・介助者の派遣（自主事業） 1件 <p>派遣事業についてセンターのホームページに掲載するとともに、事業周知のチラシを市町村や福祉サービス事業所などへ配布し、広く周知を図った。</p> <p>4 要約筆記者確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要約筆記者養成研修 <ul style="list-style-type: none"> 研修期間 6月8日（日）～12月7日（日） (21日間 84時間) 修了者数 20人（手書きコース・8名 パソコンコース・12名） ・ 要約筆記者登録試験 令和8年2月15日（日）実施 予定 ・ 要約筆記者現任研修・実践研修 <ul style="list-style-type: none"> 実践研修 研修日時 4月19日（土） 17名 現任研修会 研修日時 5月10日（土） 手書き 22名、パソコン 24名 5月31日（土） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 盲ろう者の登録状況や通訳・介助者の利用および派遣状況は増加傾向にあり、派遣事業が円滑に実施されていることが確認できる。 ・ 計画どおり行われていることを確認した。 	
--	--	---	--	--

		<p>手書き 21名、パソコン 32名 8月23日(土) 手書き 25名、パソコン 21名 10月18日(土) 手書き 21名、パソコン 14名</p> <p>試験対策勉強会 11月29日(土) パソコン 3名</p> <p>・要約筆記者養成研修指導者養成 聴力障害者情報文化センター主催「令和7年度 要約筆記者指導者養成研修」 ステップアップコース パソコンクラス 1名</p> <p>5 要約筆記者派遣事業 指定管理業務 138人 415時間 自主事業 277人 862時間</p> <p>6 こめっこプロジェクト ○難聴児手話言語獲得支援者の養成・派遣等 養成者数 41人(見込み)</p> <p>○難聴の子どもの相談支援等 ・「ひだまり・MOE」 のべ相談件数 27件</p> <p>・乳幼児の言語獲得支援 手話サポート 23件 新規家族件数 69件</p> <p>・社会福祉法人愛徳福祉会ゆうなぎ園 相談件数 9件</p> <p>・社会福祉法人大阪府肢体不自由児者協会ぴよん ぴよん教室 相談件数 16件</p> <p>【ITステーション】 OS やソフトウェア等は必要に応じて更新を行い、各 事業を着実に実施し、利用者に対するサービスの向上を 図っている。</p>		<p>・派遣時間数は増加傾向にあることを確認した。</p> <p>・計画どおりに行われていることを確認した。</p> <p>・計画どおりに行われていることを確認した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

		<p>◆障がい者 ICT 支援</p> <p>障がい者 ICT 支援の総合窓口を設置し、障がい者及びその支援者からの ICT 利用に関する様々な相談に対応している。さらに、講習会や体験会など、障がい者や支援者のニーズをふまえた新たな取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者に対する IT 支援件数 10 件 ・ ICT 相談支援：43 件 ・ ICT 機器支援：16 件 ・ ICT 機器貸出：8 件 ・ サピエ支援：2 件 ・ ICT 講習会、体験会：4 回（135 人） <p>※令和 7 年 12 月以降も実施予定あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ e ラーニング講座 Word, Excel 等 33 講座 <p>◆障がい者 IT 就労支援</p> <p>多様な障がい特性や課題を持つ利用者に多角的かつ柔軟に対応するため、就労相談窓口を設け、専門職員をコーディネーターとして配置し包括的な支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労 IT 講習支援件数：47 件 (内訳) スタート講習：14 人 基本講習：20 人 実践講習：17 人 ・ 視覚障がい者対象 MyEdit, MyNews 29 講座 ・ 就職対策支援 受講者希望に応じて、応募書類の作成や模擬面接の実施など就職対策の支援を実施している。 <p>◆IT サポーターの養成・派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT サポーター養成研修 3 回 10 人 ・ IT サポーター現任研修 9 回 38 人 <p>◆ホームページの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の ICT 支援機器の利用に関する情報や就労 IT 講習等の情報を掲載し、障がい者のデジタルデバイドの解消や社会参加の促進を図っている。 ・ ホームページ閲覧ユーザー数累計 9,247 件 URL: http://www.itsapoot.jp/ 		
--	--	--	--	--

◆メールマガジンの発行

- ・ITステーションで開催されるICT講習会やITサポーターの募集、その他イベントや福祉に関する情報を発信している。
- ・月1回発信。
- ・登録者数 1,198人、累計発信数 10,816件

◆各関係機関との連携等

利用者(障がい者)の障がい特性等に応じて効果的なサービス向上等を図るため、民間企業だけでなく、福祉サービス事業所、市町村関係機関等と幅広く連携を実施。

- ・連携件数：80件
 (内訳) 民間企業:37件
 福祉サービス事業所等:1件
 公共施設・行政機関等:20件
 その他(福祉関係機関等):22件

◆リース機器の更新

大阪府調達により、令和7年3月にMicrosoft Windows 11のノートパソコン等、リース機器を更新。

【視覚障がい者支援センター】

①点字図書館の管理運営

・蔵書数の増加

点字図書	125タイトル
デージー図書	60タイトル
テキストデージー図書	13タイトル

他

・図書の貸出

点字図書	430タイトル
FD図書	0タイトル
テープ図書	20タイトル
デージー図書	2,553タイトル

他

・雑誌の貸出

点字雑誌	304タイトル
------	---------

- ・各種サービスについては、例年どおり制作・利用が確認でき、点字図書館事業を適切に実施している。

FD雑誌	24 タイトル
テープ雑誌	220 タイトル
デイジー雑誌	3,953 タイトル

- ・プライベートサービス 17 件
- ・レファレンスサービス 81 件
- ・対面朗読サービス 0 件
- ・図書館見学者 5 名
- ・図書館だより発行 4 回
(墨字・点字・テープ・デイジー・メール)
- ・ボランティア通信発行 4 回
- 各種ボランティア勉強会等 72 回

②視覚障がい者家庭訪問指導事業

- ・電話相談 123 件
- ・面接相談 24 件
- ・訪問指導 延べ計 176 回

(内訳)

点字指導	延べ 5 回
歩行訓練	延べ 127 回
PC 訓練	延べ 38 回
生活訓練	延べ 6 回

・点字教室等

訪問指導のほか、中途失明者にとって習得が困難な点字学習を継続するため、福祉情報コミュニケーションセンターで、点字教室や個別指導で 45 件延べ 120 名の継続指導を実施した。また、福祉情報コミュニケーションセンターにおいて PC 等の ICT 機器の個別指導を 2 件 2 名に実施した。

③視覚障がい者総合支援事業

ア 点字広報等発行

- ・点字広報発行 2 回
- つみぐさ 143 号 (令和 7 年 6 月号) 226 部
- つみぐさ 144 号 (令和 7 年 9 月号) 227 部

イ 点字情報ネットワーク事業

- 点字版提供回数 164 回 4,881 部
- インターネット版(メール配信)提供回数 164 回

ウ 視覚障がい者スポーツ・芸術文化活動等支援事業

<スポーツ行事>

- ・フライングディスク大会 42 名
4 月 25 日 (金) 久宝寺緑地陸上競技場
- ・グラウンド・ゴルフ大会 50 名

・計画通りに行われていることを確認した。

・計画どおり行われていることを確認した。

5月16日(金) 久宝寺緑地陸上競技場
 ・ウォークラリー 80名
 6月6日(金) 中之島周辺
 ・サウンドテーブルテニス大会 44名
 8月1日(金) 大阪府立体育会館
 ・ペタビンゴ大会 47名
 8月29日(金) 大阪府立体育会館
 ・スポーツ・レクリエーション大会 53名
 10月3日(金) 久宝寺緑地陸上競技場
 ・徒歩訓練 56名
 10月24日(金) 高槻市周辺
 ・ヨガ教室 8回 延べ61名
 <文化行事>
 ・点字競技会
 8月22日(金)府立福祉情報コミュニケーションセンター 25名
 ・文化の集い
 11月14日(金)府立福祉情報コミュニケーションセンター
 舞台表現の部 6組
 文芸作品の部(短歌・俳句・川柳・詩) 20名
 作品展示の部(お花・折り紙) 8名
 文芸作品集作成
 ・将棋大会
 11月14日(金) 4名
 府立福祉情報コミュニケーションセンター
 ・カラオケ大会
 12月19日(金) 応募者43名(11/30現在)

エ 日常生活支援事業

・パソコン講習会(ICT講習会)
 8月19日(火)マイブックを使ってみよう
 1回1名
 9月19日(金)第2回センスプレーヤー体験会
 2回3名
 ※パソコンクラブ 7回 38名

・各種教室

囲碁教室	16回	延べ107名
お花教室	8回	延べ26名
料理教室	7回	延べ11名
着付け教室	2回	延べ10名
ドレミパイプ教室	2回	延べ81名

		<p>・その他 大阪府庁の新入職員研修での点字指導を3日間、また、盲ろう者通訳・介助者養成研修にて講師を行った。 大阪府立南視覚支援学校の職場体験の受け入れを行った。 北野病院にて来院者からの相談を受け付けた。 「大阪あいねっと」の会議へ2回参加し、関連機関との連携をはかっている。</p> <p>オ 視覚障がい幼児療育指導事業 ・通所事業 100回 延べ273名 ・相談事業 16件</p> <p>カ 点訳奉仕員（ボランティア）中級養成・朗読奉仕員（ボランティア）中級養成等 ・点訳奉仕員中級養成事業 24回 受講者数 7名 ・朗読奉仕員養成事業 24回 受講者数 12名</p> <p>【聴覚障がい者支援センター】 I. 聴覚障がい者情報提供施設事業 ・手話通訳活動促進派遣件数 369件 ・ライブラリー貸出件数 DVD 58本 ・みんなで観る会 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 令和7年7月5日（土）「男はつらいよ フーテンの寅」 参加者12名 令和7年8月9日（土）「いのちの停車場」 参加者10名 令和7年9月6日（土）「アイ・コンタクト」 参加者10名 令和7年10月4日（土）「四つの終止符」 参加者6名 令和7年11月15日（土）「デフリンピック開会式中継を観る会」参加者65名</p> <p>・情報化対応・製作事業 ホームページ閲覧件数：延べ294,625件 Web動画視聴件数：延べ2,152件</p>	<p>・計画どおり行われていることを確認した。</p>	
--	--	--	-----------------------------	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者支援事業 手話通訳技能（手話通訳士）試験の合格の支援 実技試験対策受講判定試験：令和7年5月24日（土） 申込者数23名 午前の部合格者5名、午後の部合格者6名 学科試験対策 受講者数15名 令和7年6月14日（土）、28日（土） 学科模擬試験：令和7年7月12日（土）受講者数12名 実技試験対策 午前の部：令和7年6月18日（水）～8月27日（水） 受講者数5名 夜の部：令和7年6月18日（水）～8月27日（水） 受講者数6名 会場：福祉情報コミュニケーションセンター ・手話奉仕員養成担当講師連続講座 令和7年8月24日（日）～令和8年3月15日（日） 受講者数29名 会場：福祉情報コミュニケーションセンター ・手話の普及促進等 手話サークルのネットワーク化のための情報収集事業 定期会議 12回開催予定 <p>第7回大阪手話関係者の健康フォーラム 日時：令和7年6月28日（土） 会場：都島区民センター テーマ：「認知症は予防できる！？」 講師：松本一生氏（医療法人園生会松本診療所院長） 参加者30名</p> <p>第22回大阪手話フォーラム 日時：令和7年9月21日（日） 会場：西成区民センター テーマ：「手話施策推進法について」</p>		
--	--	--	--	--

		<p>講師：公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長 長宗 政男 参加者 91 名</p> <p>大阪聴覚障害防災ネットワーク委員会事務局会議 開催回数 2 回予定</p> <p>大阪聴覚障害防災ネットワーク委員会全体会 日時：令和 7 年 10 月 20 日（月） 会場：福祉情報コミュニケーションセンター テーマ：「災害時のコミュニケーションに関する報告」 参加者：51 名</p> <p>II. 聴覚障がい者相談支援事業 ・ろうあ者生活指導事業派遣件数 334 件</p> <p>III. 手話通訳者確保事業 【手話通訳者の養成研修に関する業務】 (1) 養成期日・場所・時間</p> <p>●地域手話通訳者クラス（各 33 回） ・福祉情報コミュニケーションセンター （昼コース×2） 令和 7 年 5 月 20 日（火）～令和 8 年 3 月 3 日（火） （予定）14 時 00 分～16 時 00 分 参加者各 11 名 （夜コース×2） 令和 7 年 5 月 15 日（木）～令和 8 年 3 月 5 日（木） （予定）18 時 30 分～20 時 30 分 参加者 13 名、12 名 ・豊中市立障害福祉センターひまわり 令和 7 年 5 月 19 日（月）～令和 8 年 3 月 2 日（月） （予定）14 時～16 時 参加者 10 名 ・（岸和田市）opsol 福祉総合センター 令和 7 年 5 月 21 日（水）～令和 8 年 3 月 4 日（水） （予定）9 時 30 分～11 時 30 分 参加者 13 名</p> <p>●手話通訳者応用コース（各 34 回） ・福祉情報コミュニケーションセンター（昼コース×2） 令和 7 年 5 月 16 日（金）～令和 8 年 3 月 6 日（金） （予定）14 時～16 時 参加者各 9 名、10 名</p>	<p>・生活指導事業派遣については、前年度と比較して増加傾向の派遣件数となっており、ニーズに応じて、適切に実施されていることが確認できる。</p> <p>・計画どおり行われていることを確認した。</p>	
--	--	--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報コミュニケーションセンター（夜コース×2） 令和7年5月15日（木）～令和8年3月5日（木） （予定）18時30分～20時30分 参加者各10名 ・河内長野市立市民交流センターキックス 令和7年5月15日（木）～令和8年3月5日（木） （予定）14時～16時 参加者10名 ・高槻市立障害者福祉センターゆうあいセンター 令和7年5月16日（金）～令和8年3月6日（金） （予定）10時～12時 参加者11名 <p>●実践クラス（各33回）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報コミュニケーションセンター（昼コース×2） 令和7年5月21日（水）～令和8年3月4日（水） （予定）14時～16時 参加者6名、7名 ・福祉情報コミュニケーションセンター（夜コース×2） 令和7年5月15日（木）～令和8年3月5日（木） （予定）18時30分～20時30分 参加者各11名 ・大阪狭山市役所別館 令和7年5月19日（月）～令和8年3月2日（月） （予定）14時～16時 参加者6名 ・箕面市立障害者福祉センターささゆり園 令和7年5月20日（火）～令和8年3月3日（火） （予定）14時～16時 参加者10名 <p>(2) 受講判定試験実施期日・実施会場・判定試験結果</p> <p>実施日：令和7年4月26日（土）9時30分～17時 会場：福祉情報コミュニケーションセンター</p> <p>ア. 森ノ宮 昼の部 申込者数55名、受験者50名、合格者24名</p> <p>イ. 森ノ宮 夜の部 申込者数72名、受験者63名、合格者26名</p> <p>ウ. 豊中会場 申込者数22名、受験者20名、合格者9名</p> <p>エ. 岸和田会場 申込者数30名、受験者26名、合格者13名</p> <p>合計：申込者数179名、受験者159名、合格者72名</p> <p>(3) 修了試験実施期日・実施会場・判定試験結果</p>		
--	--	--	--	--

		<p>「大阪ろうあ会館の歴史と未来」長宗 政男 「手話通訳派遣1件の流れ」西川 三枝子 第2回 令和7年7月19日(土)9時～11時30分 「報告書の書き方～ロールプレイを通して～」 講師：井澤 昭夫、西川 三枝子 会場：福祉情報コミュニケーションセンター</p> <p>2、全体研修 第1回 令和7年6月13日(金) 18時30分～20時30分 対面 令和7年7月12日(土)9時～ 7月16日(水)17時 オンライン 「手話通訳者のための日本語演習」 講師：長野秀樹氏(長崎純心大学名誉教授)</p> <p>第2回 令和7年11月28日(金) 18時30分～20時30分 対面 令和7年12月3日(水)9時～ 12月11日(木)17時 オンライン 「手話施策推進法について」 講師：公益社団法人大阪聴力障害者協会 会長 長宗政男</p> <p>③ 手話通訳者養成担当講師現任研修 (②の大阪府登録手話通訳者研修 全体研修と合同で実施) 令和7年6月13日(金)18時30分～20時30分 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 「手話通訳者のための日本語演習」 講師：長野秀樹氏(長崎純心大学名誉教授)</p> <p>【手話通訳士事前学習会】 ○学科試験対策コース 令和7年6月14日(土)出席15名 午前「国語」 講師：長野秀樹氏(「手話通訳者のための国語演習」 編集委員会委員長) 午後「身体障害者の基礎福祉」 講師：吉見剛二氏(社会福祉法人大阪聴覚障害者福祉 会専務理事)</p> <p>令和7年6月28日(土)出席13名 午前「聴覚障害者に関する基礎知識」 講師：河本環氏(言語聴覚士)</p>		<p>・計画どおり行われていることを確認した。</p>	
--	--	--	--	-----------------------------	--

		<p>午後「手話通訳のあり方」 講師：佐野美保氏（大阪ろうあ会館運営委員、大阪府手話通訳者）</p> <p>令和7年7月12日（土）出席12名 10時～14時 模擬試験 14時15分～ 解説講座 講師：佐野美保氏（大阪ろうあ会館運営委員、大阪府手話通訳者）</p> <p>令和7年7月27日（日）手話通訳士一次試験（学科） 結果 受講者15名のうち13名が合格、二次試験へ</p> <p>○実技試験対策コース（6月18日～8月27日） 朝・夜 各10回 令和7年5月24日（土）受講判定試験 （申込者 朝の部9名 夜の部13名） 受講決定 朝の部5名 夜の部6名</p> <p>令和7年9月28日（日）手話通訳士二次試験（実技） 合格発表 令和8年1月31日予定</p> <p>IV. 手話通訳者派遣事業 派遣実数101件、キャンセル5件</p> <p>V. 社会参加・日常生活支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術講座 令和7年9月6日（土）～10月18日（土） 参加者数：10名 会場：ちゃわんや五郎窯 涛聲庵（とうせいあん） ※10月26日（日）全大阪ろうあ者文化祭（長居障害者スポーツセンター）、11月15日（土）～16日（日）共に生きる障がい者展（ビッグ・アイ）にて作品展示 国際手話教室 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 入門コース 令和7年5月13日（火）～7月8日（火） 申込者数13名 中級（会話）コース 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣件数は増加傾向にあり、適切に実施されていることを確認した 計画どおり行われていることを確認した。 	
--	--	--	---	--

		<p>令和7年7月22日(火)～10月7日(火) 申込者数18名 中級(通訳)コース 令和7年10月21日(火)～10月28日(火) 申込者数13名 特別講義 令和8年2月実施予定</p> <p>・難聴者のための手話教室 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 令和7年5月10日(土)～令和8年2月21日(土) (予定) 申込者数：入門コース14名、中級コース33名</p> <p>・社会人向け手話講座 聴覚支援学校向け 令和7年4月18日(金)～令和8年1月27日(火) (予定) 受講人数延べ431名 難聴学級向け 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 令和7年8月21日(木)参加者22名 令和7年8月28日(木)参加者6名 団体向け 地域住民向け 日程：令和7年11月19日(水) 会場：福祉情報コミュニケーションセンター 参加者7名 大阪府言語聴覚士会向け 日程：令和8年3月14日(土)(予定) 会場：福祉情報コミュニケーションセンター</p> <p>VI. 若年層手話通訳者養成事業 令和8年2月 講師選定予定 令和8年3月 カリキュラム策定および研修予定</p>	<p>・計画どおり行われていることを確認した。</p> <p>以上のことから、概ね施設の設置目的及び、管理運営方針に沿って運営されていると判断される。</p>	
--	--	---	---	--

<p>(2) 指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や専門性・連携体制が確保された組織体制運営等を適正に行っているか。</p> <p>① 事業計画のとおり利用時間等で運営しているか。</p> <p>② 会議室の利用料金については、「大阪府社会福祉施設設置条例」第11条別表三に基づいて適正に徴収しているか。</p> <p>③ 会議室の利用料金の減免については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター管理規則」第11条に基づいて適正に減額または免除しているか。</p> <p>④ 利用の承認及びその取消し、その他の利用に関する権限が適切に行使されているか。</p> <p>⑤ 障がいに関するさまざまなニーズの相談や支援等に対応できるよう専門性を確保しているか。</p> <p>⑥ 関係機関との連携体制を確保しているか。</p>	<p>◆管理運営業務について</p> <p>①利用時間・休館日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：次のとおり 平日の午前9時から午後9時まで 土曜日の午前9時から午後5時まで ・休館日：毎週日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）。 <p>② 利用料金の徴収については「大阪府社会福祉施設設置条例」第11条別表第三に基づいて適正に徴収等している。</p> <p>③ 利用料金の減免についても、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター管理規則」第11条に基づいて適正に承認・減額または免除している。</p> <p>④ 条例及び規則に基づき、利用の承認や取り消しを適正に行っている。</p> <p>⑤ 障がいに関するニーズや相談支援については、相談内容に応じて関係機関との協力、連携に努めている。</p> <p>⑥ （1）参照。センターのホームページには、各指定管理者や連携団体などのホームページをリンクし、実施事業の周知に努めた。さらに、関係団体の広報誌や機関誌への掲載を依頼するなど、連携を図りながら管理・運営を行った。</p> <p>◆管理体制については各指定管理者の「事業管理体制計画書」参照</p>		<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間・休館日について、事業計画のとおり適正に運営されている。(①) ・利用料金の徴収・減免については、「大阪府社会福祉施設設置条例」第11条別表三に基づいて、適正に履行している。(②、③) ・利用の承認及びその他の利用に関する権限が適切に行使されている。(④) ・障がいに関する様々なニーズの相談や支援等に対応できるような専門性を確保していることについて確認した。(⑤) ・関係機関と連携し、事業を円滑に実施しているほか施設の維持管理については、専門業者との連携により安全安心に努めている。(⑥) <p>以上のことから、指定管理者として管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を概ね適正に行っていると判断される。</p>	
<p>(3) 果たすべき責務及び関係法令を遵守しているか。</p> <p>① 関係法令、条例の規定を順守しているか。</p> <p>② 事業計画書等を適切に提出しているか。</p> <p>③ 事業報告書等を適切に提出しているか。</p> <p>④ 業務や経理に関する資料や報告書を府に提出しているか。</p> <p>⑤ 個人情報の取り扱いが適切に行われているか。</p>	<p>◆法令遵守</p> <p>①障害者基本法をはじめ身体障害者福祉法、障害者総合支援法など障がい者福祉に資する法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 ・労働関係法令 ・大阪府社会福祉施設設置条例 <p>その他関係法令について遵守している。</p> <p>②事業計画書等を適切に提出している。</p> <p>③事業報告書等を4半期毎に適切に提出している。</p> <p>④事業報告・収支報告・マニュアル等を適切に提出している。</p> <p>⑤個人情報取扱作業責任者により適切に行っている。</p> <p>⑥情報公開への対応については適切に行っている。</p>		<p>(3)</p> <p>① 関係法令、条例の規定を遵守していることを確認した。</p> <p>② 事業計画書等については、府に適切に提出している。</p> <p>③ 事業報告書等については、府に適切に提出している。</p> <p>④ 業務や経理に関する資料や報告書については、府に適正に提出している。</p> <p>⑤ 個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱作業責任者により適切に行われていることを確認した。</p> <p>⑥ 情報公開への対応は、適切に行われていることを</p>	

	<p>⑥ 情報公開への対応は、適切に行われているか。</p> <p>⑦ 労働関係法令を遵守しているか。</p> <p>⑧ 公正採用に対応しているか。</p> <p>⑨ 人権研修を実施しているか。</p> <p>⑩ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制を確立しているか。</p> <p>⑪ 府庁環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組みが行われているか。</p> <p>⑫ 第三者への委託は適切に行われているか。</p> <p>⑬ 備品管理は適切に行われているか。</p> <p>⑭ 必要な保険に加入しているか。</p>	<p>⑦労働基準法や労働安全衛生法等に基づき、適切に行っている。</p> <p>⑧公正採用を適切に行っている。</p> <p>⑨人権研修を定期的実施している。</p> <p>⑩「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の防火管理に係る消防計画」等を整備し、定期的に訓練（災害避難訓練1回／年、火災避難訓練2回／年）を行うことで、全職員が災害等の緊急時に即応できるようにしている。</p> <p>利用者のケガや発作等、救急搬送等を要する場合の「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速な対応ができる体制を整備している。</p> <p>⑪ふちようエコ家計簿を実施して環境への負荷を低減する取り組みを行っている。施設管理だけでなく、各団体の事業活動においても省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組むとともに、環境関連法令を遵守し、環境負荷の低減および環境に配慮した管理に努めるため、次の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房時の適正な室温管理 ・照明の不要な場所のこまめな消灯 ・その他節電や、節水 ・「大阪府グリーン調達方針」に沿った物品調達 ・プリンターの裏紙活用 ・廃棄物の分別や3Rの取り組み <p>⑫第三者への委託については経理規程に基づき事前に府に申請を行うなど、適切に実施している。</p> <p>⑬備品台帳をもとに定期確認を行った。（9月。3月にも実施予定。）</p> <p>⑭各事業に応じて適切な保険に加入している。</p>	<p>確認した。</p> <p>⑦ 労働基準法や労働安全衛生法等を遵守していることを確認した。</p> <p>⑧ 公正採用を適切に行っていることを確認した。</p> <p>⑨ 人権研修を定期的実施していることを確認した。</p> <p>⑩ 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制を確立していることを確認した。</p> <p>⑪ 庁内環境マネジメントシステム等に基づく環境の取り組みが行われていることを確認した。</p> <p>⑫ 第三者への委託は適切に実施されていることを確認した。</p> <p>⑬ 備品管理は適切に行われていることを確認した。</p> <p>⑭ 必要な保険に加入していることを確認した。</p> <p>以上より、指定管理者として、果たすべき責務や関係法令の違反は確認されておらず、遵守していると判断される。</p>	
--	--	---	--	--

<p>2 平等な利用を図るための 具体的手法・効果</p>	<p>(1) 障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか。</p>	<p>◆障がい者の利用等に際しての合理的配慮について</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設内各所における点字タイル整備、点字表記等 施設内各所における緊急情報表示設備 <p>その他障がい者施設に必要な設備を整備済みであり、また、手話通訳者など意思疎通支援者を配置することで、公平なサービス提供、対応に努めている。</p> <p>◆会議室の利用については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター会議室利用規約」に則して障がい者（団体）等の優先利用や、利用料金の減免措置等により、障がい者が利用しやすい環境を整備している。</p> <p>上記事項を確実に実施することにより、公平なサービスの提供、対応ができ、利用者の平等な利用が図られた。</p>	<p>A</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者の安全面に十分留意し、点字タイルや点字表記、緊急情報表示設備だけでなく、センター従事者による手話等のコミュニケーション手段を活用したサポートにより、利用者一人ひとりの障がい特性、心身の状況やニーズに応じた合理的配慮と必要な支援を行っている。 会議室等施設の利用については、障がい者以外の方々も含めて、公平に利用機会の提供ができるようホームページに、その利用方法や手続等を掲載している。 <p>以上のことから、障がい者以外の方々も含めた利用者の利便性を考慮し、合理的配慮や利用しやすい環境の整備等に努めることで、概ね公平なサービス提供を行っている判断される。</p>	<p>A</p>	
<p>3 利用者に対するサービスの向上を図るための 具体的手法・効果</p>	<p>(1) 利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが整備され、機能しているか。</p>	<p>◆利用者からの要望や苦情への対応については、「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等苦情解決規程」など解決システムを整備している。また、各階エレベーターホールに「ご意見箱」を設置し、意見を収集するとともに、アンケート調査を実施するなど、利用者に満足いただけるサービス提供と障がい特性に応じた支援に役立てている。</p> <p>◆ご利用者アンケートについては9月に1回目を実施し、その結果を11月にホームページに掲載した。3月に2回目の実施を予定している。</p> <p>また、ご意見箱を定期的に回収し、エントランスの掲示版に回答を掲載し、定期的に回答をホームページに掲載している。</p> <p>◆ホームページにおいて、4カ月分の貸会議室の空室状況を掲載し、利用者の利便性の向上に努めている。</p> <p>◆来館者に向けてデジタルサイネージ等を利用して事業の広報に努めている。</p>	<p>A</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情解決体制が整備されていることは確認できた。 「ご意見箱」に寄せられた意見及び過去に実施したアンケートの結果については、ホームページに掲載済み。 (参考URL) http://osakacommunication.com/ <p>以上のことから、利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みについて機能していると判断される。</p>	<p>A</p>	
<p>4 利用者への安全配慮、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度</p>	<p>(1) 施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか。</p> <p><確認する項目></p> <p>① 電気及び機械設備運転、保守管理業務</p>	<p>◆日常的な点検を実施し、委託している専門業者と連携しながら予防保全に努めている。不具合等が発生した場合には、迅速に対応策を講じ、必要に応じて大阪府へ報告・連絡を行う体制を整えている。</p> <p>① 設備機器の点検保守については、専門的な知識と技術を要することから、第三者である専門業者に業務委託を行うことで、安全に維持することとしている。</p>	<p>A</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 館内の設備については不具合等があれば迅速な応急措置を講じたうえで府に連絡があり、日常的に点検をしていることを確認した。 <p>① 設備機器の点検保守等については、専門業者に業務委託を行う等、良好な状態の維持に努めている。</p> <p>② 警備保安業務については、適正に実施しているこ</p>	<p>A</p>	

	<p>② 警備保安業務 ③ 清掃業務 ④ 樹木・植栽の管理 ⑤ 防火管理業務 ⑥ 駐車場管理 ⑦ その他施設の良好な維持管理に必要な業務等</p>	<p>※業務委託設備 昇降機保守、消防設備保守、自動扉保守、空調機器保守、吸収式冷温水機保守、ガスヒートポンプエアコン保守、受変電設備保守、構内電話設備保守、空調設備点検、非常用発電装置保守、加圧給水ポンプ点検 等</p> <p>② 警備保安業務については、夜間や休館日の機械警備による防犯対策、火災監視を実施するとともに、毎日の定期巡回を実施している。</p> <p>③ 清掃業務については、外部に委託し、障がい者の就労促進に寄与するとともに、施設の利用状況を踏まえた効率的な清掃により環境美化に努めている。</p> <p>④ 植栽等の管理については、景観、衛生面から適切な時期に業者や職員による刈り込み等や地域自治会主催の地域清掃に積極的に参加している。</p> <p>⑤ 防火管理については、法令に基づき防火管理者を選任し、定期的な消防設備点検を行うとともに、利用者、職員を対象とした防火避難訓練を実施している。</p> <p>⑥ 駐車場管理については、日中・夜間とも定期的に2回確認を行い適切に実施している。</p> <p>⑦ 昼間、夜間に定期巡回を行い、目視による不良箇所の確認を実施。年2回(6月・12月)に屋上の排水溝の点検及び清掃を実施している。</p>	<p>とを確認した。</p> <p>③ 清掃業務については、適正に実施していることを確認した。</p> <p>④ 樹木・植栽の管理は適正に実施していることを確認した。</p> <p>⑤ 防火管理業務については、適正に実施していることを確認した。</p> <p>⑥ 駐車場管理については、適正に実施していることを確認した。</p> <p>⑦ その他施設の良好な維持管理に必要な業務を適正に実施していることを確認した。</p> <p>以上のことから、概ね施設の維持管理については、迅速かつ効率的に行っていると判断される。</p>	
	<p>(2) 利用者の安全対策は万全か。</p> <p>自然災害やその他の緊急事態の対応について、運営事業体共通の体制やマニュアルの整備がなされているか。</p>	<p>◆以下のような安全対策を行っている。</p> <p>同一建物である母子・父子福祉センターも含めて、福祉情報コミュニケーションセンター共通のマニュアル整備をしており、危機管理や個人情報も含めて、次のとおり整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理規約 ・施設運営委員会設置要綱 ・会議室利用規約 ・危機管理対応マニュアル ・消防計画 ・個人情報保護規程 ・苦情解決規程 ・無線LAN設備利用規程 ・展示等利用規程 <p>また、執務室などの定期的な換気やアルコール消毒液の設置など、感染対策も実施し、利用者への安全配慮と施設の維持管理に努めた。</p>	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員が災害等の緊急時に即応できるように「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等危機管理対応マニュアル」「大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等の防火管理に係る消防計画」等が整備されており、自然災害やその他緊急事態において、迅速な対応ができる体制整備に努めている。 <p>以上のことから、万全な利用者の安全対策が講じられていると判断される。</p>	

5 府施策との整合	(1) 行政の福祉化などの取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・環境問題への取り組みとして「大阪府グリーン調達方針」に沿った物品調達を実施している。また、暖房時の適正な室温管理やこまめな消灯、裏紙の活用や廃棄物の分別など、府が行う省エネルギーや省資源等に可能な限り取り組み環境に配慮した管理に努めた。 ・大阪府障がい者計画の基本理念である「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を目指して、各指定管理団体等において「社会的障壁の除去・改善」に向けて事業を推進し、計画目標の達成に努めている。 ・清掃業務は、委託先である大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合エル・チャレンジ(障害者等の職場環境整備等支援組織)において雇用された知的障がい者が実施しており、障がい者の就労促進に寄与している。(知的障がい者1名、指導員1名) 	A	(1) ・様々な分野において府施策の方向性を理解した運営を行っている判断される。	A	
6 安定的な運営が可能となる人的能力	(1) 職員体制は十分か。 身体障害者福祉法に基づく視聴覚障がい者情報提供施設としての機能を確保するために、国の基準を満たす職員配置をしているか。	◆各団体において、事業計画に基づき、利用者の安全、安心、サービス向上を図るよう、国の基準を満たす職員を配置している。		(1) ・身体障害者福祉法に基づく視覚障がい者情報提供施設としての機能を確保するために、国の基準を満たす職員配置をしており、職員体制は十分と判断される。		
	(2) 職員の採用、確保の方策は適切か。	◆職員の採用、確保 【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】 ・非正規職員については、ハローワーク等に求人を出し、随時面接、履歴書等の書類審査を経て採用している。 【一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会】 ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の「福祉のお仕事」、ハローワーク等に求人を出し、履歴書等の書類審査、面接を経て採用している。 【公益社団法人大阪聴力障害者協会】 ・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会の「福祉のお仕事」、ハローワーク、ホームページ等に求人を出し、履歴書等の書類審査後に職場見学を行い、面接を経て採用している。	A	(2) ・各団体とも、就業機会の提供等、公正な採用に努めており、職員の採用、確保の方策は適切であると判断される。	A	

	<p>(3) 職員の指導育成や研修体制は十分か。</p>	<p>◆職員の指導育成</p> <p>【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人理念、職員倫理綱領等の主旨を徹底し、管理監督者の率先垂範による職員の意識改革と定期的な面談による育成を行っている。 <p>【一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の目的、指定管理の趣旨を徹底するため、管理監督者が率先垂範するとともに、月例の職員会議等の機会をとらえ、職員の意識改革、指導育成を行っている。また、必要に応じて職員への面談を行い、個々の業務への取組み状況や課題の有無等を確認している。 <p>【公益社団法人大阪聴力障害者協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人理念、行動指針を掲示し周知徹底をはかっている。毎月第三木曜日に全職員参加を基本とする定例会議を行っているほか、必要に応じて管理監督者と面談できる体制をとっている。 <p>◆研修体制</p> <p>【社会福祉法人大阪障害者自立支援協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人本部において、法人職員に対し提案書通りの研修を実施している。 <p>【一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OJTを基本に、業務遂行上の専門的スキルと知識の修得の必要に応じ外部の研修機関の実施する研修に職員を派遣している。 <p>【公益社団法人大阪聴力障害者協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員採用時に新入職員研修を行い、支所や関連施設の見学も行っている。 ・令和7年7月25日（金）に事業評価を行った。 ・令和7年10月24日（金）に秋期研修を行った。 「旧優生保護法裁判の総括と補償法の概要」 講師：辻川圭乃氏（辻川法律事務所 弁護士） 「事例検討」 コーディネーター：中石尚宏（守口障害者生活支援事業所みみ所長） 		<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各団体とも、指導育成や研修体制の充実に努めており、概ね安定的な運営が可能となる人的能力は確保できていると判断される。 		
<p>7 安定的な運営が可能となる財政的基盤</p>	<p>(1) 法人の経営状況</p>	<p>◆社会福祉法人大阪障害者自立支援協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人として、収支のバランスのとれた安定経営を行っており、財務状況は適正である。 ・当センター以外にも府立施設の指定管理を受託しており、第1種社会福祉事業、第2種社会福祉事業として複数の施設運営を行うなど、長期的、安定的に持続可能な経営を行っている。 ・センターにおいても、指定管理料以外に自主事業収入の確保に努めている。 令和6年度決算報告書参照 <p>◆一般財団法人大阪府視覚障害者福祉協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人として、公益目的の達成を図りながら、収支のバランスのとれた安定経営に努めている。 ・センターにおいて、指定管理料以外に自主事業収入の 	<p>A</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。 法人の財政状況等については別添資料参照 	<p>A</p>	

		<p>確保を図り、長期的、安定的かつ持続可能な経営に努めている。 令和6年度決算報告書参照</p> <p>◆公益社団法人大阪聴力障害者協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人として、適宜府へ報告を行い、毎月実施する運営委員会・理事会にて経営状況を報告している。収支のバランスのとれた安定経営を行っており、財政状況は適正である。 ・センター以外にも自治体から受託している業務もち、複数箇所事業を行い、長期的・安定的に持続可能な経営を行っている。 ・センターにおいても指定管理業務以外に自主事業の確保に努めている。 <p>令和6年決算報告書参照</p>			
--	--	--	--	--	--

令和7年度評価

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の4段階評価とする。

S：(計画、マニュアル等を上回る優良な実施状況)

A：(計画、マニュアル等どおりの良好な実施状況)

B：(計画、マニュアル等どおりではないが、ほぼ良好な実施状況)

C：(改善を要する実施状況)

※評価する「項目」については1～7の大項目で評価すること。

カッコ書きの小項目単位ごとに評価し、それらを総合的に考慮の上、最終的には1～7の大項目単位ごとにS～Cで評価すること。

②年度評価は、次の4段階評価とする。

S：(項目ごとの評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。) A：(項目ごとの評価のうちBが2割未満で、Cがない。) B：(S・A・C以外)

C：(項目ごとの評価のうちCが2割以上。又はCが2割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合)

③総合評価及び最終評価は、次の4段階評価とする。

I：(評価対象となる年度の年度評価のうちSが5割以上で、B・Cがない。) II：(評価対象となる年度の年度評価のうちBが3割未満で、Cがない。) III：(I・II・IV以外)

IV：(評価対象となる年度の年度評価のうちCが5割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く。)

④総合評価がIVとなった場合には、次回の指定管理者選定時に「減点措置」を講じる。

減点措置として、次回の指定管理者選定時における当該事業者採点評価にかかる「管理に係る経費の縮減に関する方策」を除いた得点について10%の減点率を乗じることとする。

なお、減点措置の対象となる事業者が、複数の法人等で構成されたグループである場合には、その構成員であったすべての法人等について個々に減点措置を適用する。

また、当該減点措置が適用される法人等が、異なる法人等と新たなグループを構成する場合についても、当該新グループに対して、同様に減点措置を適用する。

令和7年度評価	A
---------	---

総合評価 (R1 0) 最終評価 (R1 1)	/
----------------------------	---